

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告します。

令和2年5月25日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）参加申込期間

令和2年5月26日午後1時00分から同年6月10日午後11時00分まで

（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）

2 公売（入札）期間

令和2年6月16日午後1時00分から同月23日午後1時00分まで

（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）

3 公売の場所

ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上

4 公売の方法

期間入札

5 最高価申込者決定の日時

令和2年6月23日午後2時00分

6 最高価申込者決定の場所

ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上

7 売却決定の日時

令和2年6月30日午前10時00分

8 売却決定の場所

京都市行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）

9 買受代金の納付期限

令和2年6月30日午後2時30分

10 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

11 公売財産上の質権者，抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権，抵当権，先取特権，留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は，売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

12 公売財産の表示，公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

(1) 公売財産の入札に参加をしようとする者（以下「入札者等」という。）は，公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。

(2) 公売保証金の納付は，自己名義などのクレジットカード，直接又は銀行窓口振込みによる納付によるものとします。ただし，クレジットカードによる納付は，本市では，「公売参加者がヤフー株式会社に対して，クレジットカードによる公売保証金納付及び返還事務に関する代理権の付与並びにクレジットカードによる請求処理をヤフー株式会社の必要によって第三者へ委託し，公売保証金取り扱い事務に必要な範囲で公売参加申込者の個人情報^{（注）}を当該委託先へ開示することの承諾及びインターネット公売が終了し，公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意していること」を条件としたヤフー株式会社を代理とするクレジットカードによる納付に限るものとします。

(3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し，売却決定を行います。

また，見積価額以上で最高の価額の入札者が二人以上ある場合，追加入札は開札の日^{（注）}に開札に引き続いて期日入札の方法により行います。

なお，最高価申込者の決定にあたっては，最高価申込者のYahoo! JAPAN IDを最高価申込者の氏名（名称）とみなします。

(4) 公売財産の取得時期は，買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は，買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので，取得後の毀損，焼失等による損害の負担は買受人が負います。

なお，公売財産の引渡しは，買受代金納付時の現況有姿で行います。

(5) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は，買受人の負担となります。

(6) 本市は，公売財産について瑕疵担保責任を負いません。

- (7) 落札された公売財産は、いかなる理由があっても返品できません。
- (8) 公売財産の詳細を記載した公売広報は、行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）（京都市役所分庁舎1階）に備え付けています。
- (9) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
- (10) 入札者等が自己に関わる情報等を第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により生じた損害について、本市は何ら補償しません。
- (11) その他については、京都市インターネット公売ガイドラインによります。
なお、その内容については、行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）のホームページで閲覧することができます。

公売財産の表示，公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財1

2 見積価額

10,030,000円

3 公売保証金

1,010,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市伏見区深草向畑町

地 番 98番10

地 目 宅地

地 積 92.56㎡

(2) 土地

所 在 京都市伏見区深草向畑町

地 番 1番10

地 目 用悪水路

地 積 10㎡

(3) 建物

所 在 京都市伏見区深草向畑町98番地10

家屋番号 98番10

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺3階建

床面積 1階 59.13㎡

2階 50.22㎡

3階 19.98㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、京阪本線「藤森」駅から南東方へ道路距離で約0.6kmに位置しています。
- (2) 公売財産(1)は、間口（西側）約7m、奥行約14～17mのほぼ台形地（中間画地）であり、西側約7mが幅員約3.8mの舗装私道（建築基準法第42条第2項に該当）に概ね等高～0.5m程度高く接面し、公売財産(3)の敷地として利用されています。
- (3) 公売財産(2)の用悪水路は国から払下げされたものと推測されます。
- (4) 公売財産(3)の南側において、窓の手すり部分、エアコン室外機が一部隣接地に越境している恐れがあります。
- (5) 公売財産(3)の建築時期は平成5年7月頃であり、経年相応の摩滅・老朽化が認められます。浴室等の水回り付近はカビ等の腐食が目立ち、維持管理の状態はやや不良です。

6 法的規制，利用状況等

- (1) 第一種中高層住居専用地域，準防火地域，指定建蔽率60%，基準容積率160%，指定容積率200%，15m第一種高度地区，日影規制（二），山ろく型建造物修景地区（伏見・山科地区），屋外広告物第2種地域，既成都市区域，居住誘導区域
- (2) 公売財産(3)には令和2年5月現在，所有者が居住しています。

7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は，隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は，所有者等と協議してください。
- (3) 公売財産は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき，一括換価の方法により公売します。

※ 問合せ先 京都市行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）

TEL：075-222-4104

（市税事務所納税室）